

主任介護支援専門員研修の担当（都道府県）を  
対象とした研修の運営等に関する調査報告書

平成25年1月

日本ケアマネジメント学会

認定ケアマネジャーの会

## ごあいさつ

厳寒の候、皆様におかれましてはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日本ケアマネジメント学会認定ケアマネジャーの会の運営につきましては、平素よりご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

平成24年度の制度改正では、さらに進展する高齢化に対応して中重度の要介護者を在宅や地域で支える「地域包括ケアシステム」の構築が大きな柱として位置づけられており、在宅介護の要を担うケアマネジャーが果たすべき役割はますます重要となっています。

とりわけ、地域包括支援センター等において、医療と密接な連携が求められる中重度者や認知症高齢者に対する支援や経験の浅い未熟なケアマネジャーの育成指導などを担う主任ケアマネジャーの責任はたいへん大きなものであるといえます。

その一方、多職種との協働や介護と医療の連携による適切なマネジメントができていないことや指導者として経験の浅いケアマネジャーへの指導が十分に行えていないなど、主任ケアマネジャーとしての役割を十分に果たせていない状況も見られます。

主任ケアマネジャーの資格は、専門研修の単位を取れば取得できますが、真の指導者となるためには、事例研究やスーパーバイズを自らの力で展開していくことが不可欠であり、そのためには、主任ケアマネジャー一人ひとりの力量形成を的確に図っていく必要があります。

現在、主任ケアマネジャー資格の取得や更新のための専門研修については、国が研修科目と時間数について統一的に定めているものの、実施に関しては都道府県の所管で行われており、研修内容のレベルや実施方法には大きな格差が見られます。

本会では、専門研修のあり方についての実態を把握し、主任ケアマネジャー育成に関する課題を明らかにすることを目的として、専門研修を所管する都道府県を対象に専門研修の実施方法や担当者の意識調査を行いました。

このたび、その調査結果がまとまりましたので、会員の皆様にご報告申し上げます。また、併せて主任介護支援専門員の専門研修等に関する課題の分析結果を基に、国や都道府県及び保険者に対して提言を行ってまいりたいと考えています。

認定ケアマネジャーの会では、今後とも、よりよい介護保険制度の実現に向けてさまざまな取り組みを行ってまいりたいと考えています。会員の皆様方のご理解とご協力をお願いいたします。

平成25年1月

日本ケアマネジメント学会認定ケアマネジャーの会会長 白木裕子

## 目次

	ページ
<b>第1章 調査の概要</b>	
1. 調査の目的	3
2. 調査の方法	3
3. 実施体制	4
4. 認定ケアマネジャーの会の概要	4
<b>第2章 調査の結果</b>	
1. 回答都道府県の内訳	5
2. 研修の運営方法	6
3. 研修に係る受講者の負担	7
4. 研修の企画	8
5. 研修の運営	10
6. 研修の受講要件	11
7. 研修の評価	13
8. 研修終了後、現場における主任介護支援専門員の役割の実態	14
9. 研修終了後の継続的な研修の必要性	16
10. 市町村に対する研修修了者名簿等の通知	18
<b>第3章 調査結果を踏まえた提言の検証</b>	
1. 主任介護支援専門員の資格取得のあり方の見直しについて	19
2. 主任介護支援専門員の資格取得後に力量形成を図る機会の拡充について	22
3. 主任介護支援専門員の役割の具体化・明確化について	23
<b>資料</b>	
調査票	24

## 第1章 調査の概要

### 1. 調査の目的

今後更なる高齢化の進展が見込まれる中、医療と介護との密接な連携が求められる中重度者に対する在宅支援の強化や増え続ける認知症高齢者ケアの拡充などに対応するため、介護支援専門員の役割はますます重要となっている。

その一方、これまで比較的軽度な利用者ばかりを担当していたため、「いわゆる支援困難ケース」に適切な対応ができない介護支援専門員も少なくない状況が見られる。

このため、経験の浅いケアマネジャーを指導するとともに、地域包括支援センターにおいて総合相談や地域支援ネットワークの構築などを担う主任介護支援専門員の役割はますます重要となっている。

しかしながら、それぞれの基礎資格の経験は豊かであっても、主任介護支援専門員としての役割等を十分に果たせていない状況も見られることから、日本ケアマネジメント学会認定ケアマネジャーの会では、平成22年に主任介護支援専門員の現状に係る課題を把握するため、主任介護支援専門員の役割や考え方などについて会員を対象に意識調査を行ったところである。

この意識調査において、主任介護支援専門員の育成等に係る課題や研修のあり方などに関する意見が多く寄せられたことから、このたび、資格取得のための専門研修を所管する都道府県を対象に担当者の意識調査を行ったものである。

当会では、この調査結果を基に主任介護支援専門員研修等に関する現状の課題を分析することにより、国や都道府県及び保険者に対する提言や意見交換等を通じて今後のよりよい制度運営に取り組んでまいりたいと考えている。

### 2. 調査の方法

#### (1) 調査方法

47都道府県の主任介護支援専門員研修担当者を対象に、アンケート帳票をFAXで送付して回収する調査を実施した。

#### (2) 調査期間

平成24年3月12日～平成24年4月30日

#### (3) 調査票送付数及び回収数

調査票送付数	調査票回収数	回収率
47	39	83.0%

### 3. 実施体制

本調査を実施するにあたり、認定ケアマネジャーの会理事で、検討・実施・報告とりまとめ等を行った。

理 事	所 属 等
白木 裕子	(株) フジケア
高砂 裕子	(社) 南区医師協会 居宅介護支援センター
神谷 良子	(NPO) 神戸ライフ・ケア協会
奥田 亜由子	日本福祉大学
佐藤 珠美	(社福) 札幌山の手リハビリセンター 居宅介護支援事業所栄町
柴山 志穂美	杏林大学保健学部看護学科 看護養護教育学専攻
羽石 芳恵	東京都介護福祉士会 コア
山崎 弘子	ライフクリエイティブオフィス (株)

### 4. 認定ケアマネジャーの会の概要

#### (1) 認定ケアマネジャーの会設置目的

質の高いケアマネジメント技術を取得するための自己研鑽が可能となる場を提供し、介護支援専門員に対する実践的な支援及び指導できる質の高い人材を育成する。

#### (2) 事業内容

- ①総会（日本ケアマネジメント学会研究大会初日に開催）
- ②研修事業
- ③ケアマネジメントに関する調査研究事業
- ④その他

#### (3) 会員数

539人（日本ケアマネジメント学会会員2,372人）（2012.10.1月現在）

## 第2章 調査の結果

### 1. 回答都道府県の内訳

地方区分	都道府県数 (A)	回答数 (B)	率 (B/A)
北海道・東北	7	5	71.4%
関東	7	6	85.7%
中部	9	6	66.7%
近畿	7	6	85.7%
中国	5	5	100.0%
四国	4	4	100.0%
九州・沖縄	8	7	87.5%
合計	47	39	83.0%

都道府県の研修担当課においては、年度末の照会時期にも関わらず、8割を越える回答をいただいた。

## 主任介護支援専門員研修に関して

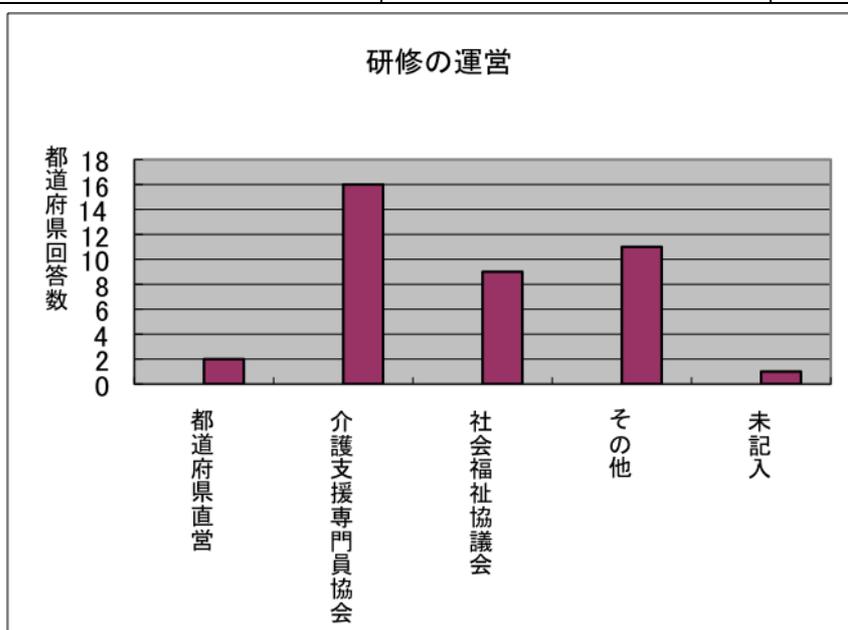
### 2. 研修の運営方法

項目	回答数	率
直営方式	2	5.1%
委託方式	30	76.9%
その他（指定）	7	18.0%
合計	39	100.0%

主任介護支援専門員の研修の運営について、委託方式で実施しているものが約76.9%と最も多く、都道府県が直接実施しているものは2件であった。

### 研修の運営機関（委託・指定機関）

項目	回答数	率
介護支援専門員協会等	16	43.2%
社会福祉協議会	9	24.3%
その他	11	29.7%
不明	1	2.8%
合計	37	100.0%



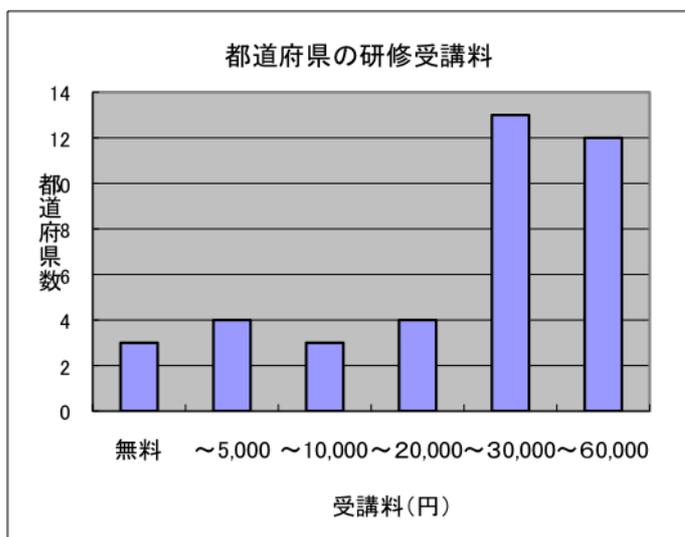
主任介護支援専門員研修の運営に関して都道府県直営が2件、の委託・指定先については、介護支援専門員協会等が約43.2%と最も多く、次いで社会福祉協議会が約24.3%であった。

### 3. 研修に係る受講者の負担

項目	回答数	率
0円	3	7.7%
～5,000円	4	10.3%
～10,000円	3	7.7%
～20,000円	4	10.3%
～30,000円	13	33.3%
～60,000円	12	30.7%
合計	39	100.0%

主任介護支援専門員研修に係る受講者の負担額（受講料と資料代の合計額）については、無料から最高6万円まで各都道府県において大きな格差があり、平均額は25,091円であった。また、1都道府県は、2ヶ所の研修実施機関で実施し、受講料金が異なっていた。1都道府県では、研修実施機関の会員・非会員により、受講料金が異なっていた。

なお、無料と答えた3件のうち、2都道府県については、平成24年度から有料化を計画しているとのことであった。



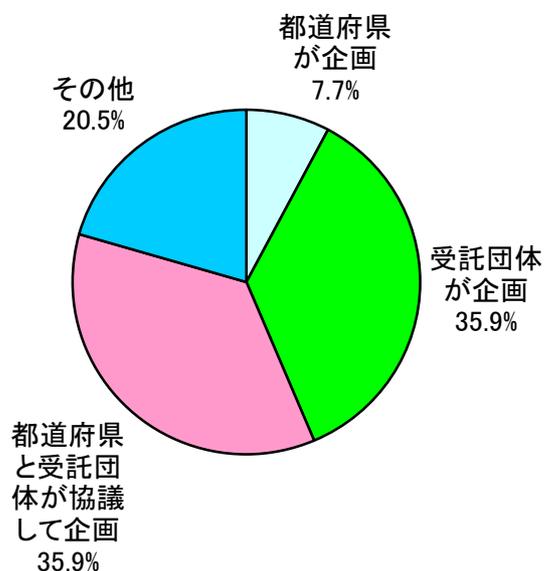
#### 4. 研修の企画

項目	回答数	率
都道府県が企画	3	7.7%
受託団体が企画	14	35.9%
都道府県と受託団体が協議して企画	14	35.9%
その他	8	20.5%
合計	39	100.0%

主任介護支援専門員研修の企画については、運営を含めて都道府県が直営しているものが3つであり、受託団体が企画するもの、都道府県と受託団体が協議して企画するものがそれぞれ35.9%と同数であった。

その他の内容は、次のとおりである。

- ・H19年度に研修内容に関する検討会を都において実施し、まとめを行った。
- ・受託団体に研修企画検討会を開催し企画している。(県も参画)
- ・指定要件の範囲内で当該機関が企画している。
- ・支援会議(委員は有識者)で協議して企画している。
- ・内容は要綱に従い、運営方法は指導者で検討している。



### ○主任介護支援専門員研修カリキュラムに関する都道府県担当者の意見

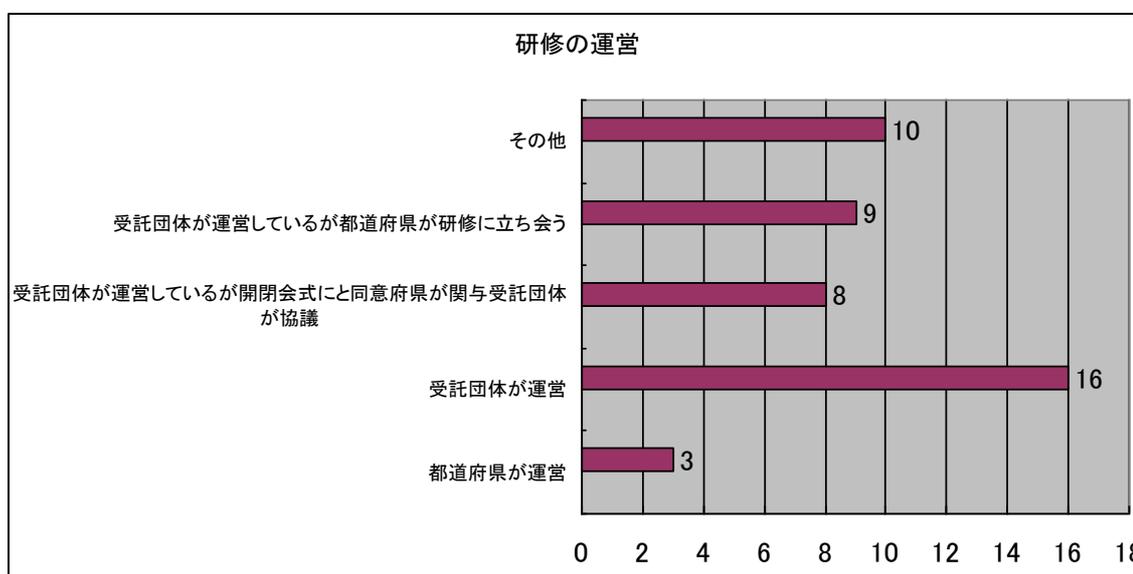
「地域援助技術」の内容を検討し、地域で実践できるような資質向上を図りたい。
課目ごとにクリアすべき内容がより具体的に示されていた方がよい。どうしても講師に頼らざるをえない。
地域の指導者としてのスキルをより学ぶことが出来るよう演習の時間数を増やした方がよいと思う。
受講時及び修了時に受講生の能力を測る手法等がなく、64時間の研修を受講すれば資格を取得することができるのであるのが問題である。
地域で信頼される主任介護支援専門員としてのスキルの向上
「人事・労務管理」の見直しと「地域援助技術」の拡充及び「コーチング」の視点が必要だと思われる。
本来、介護支援専門員としても持っていなければならない知識力であるが、高齢者虐待と市町村の措置権行使・成年後見制度における市町村長の申し立て等虐待例に対応する流れや、虐待のおそれ或は虐待の可能性を見抜く能力の向上に関する研修を入れてほしい。また、医療における同意（入院同意や手術同意）や、施設入所に対しての身元引受の必要性等現場で判断する場合に困難性の高い事例に対する対応力向上に関する研修を入れてほしい。
居宅介護支援事業所勤務と地域包括支援センター勤務では業務の内容が異なるため研修カリキュラムをそれぞれに対応したものにする必要がある。
主任介護支援専門員の役割が意識付けをしっかりと行う研修カリキュラムが入れているが研修後の修了生の自覚が薄い。
スーパービジョンに関しては専門研修から学んでおく必要があるのでは今の研修内容では専門研修と差がみあたらないという意見もあり検討課題である。

## 5. 研修の運営（都道府県の関り）

（複数回答）

項目	回答数
都道府県が運営	3
受託団体が運営	16
受託団体が運営しているが、開閉講式等に都道府県が関与	8
受託団体が運営しているが、都道府県が研修現場に立ち会う	9
その他	10
合計	46

主任介護支援専門員研修の運営について、受託団体が運営しているものが16件であった。



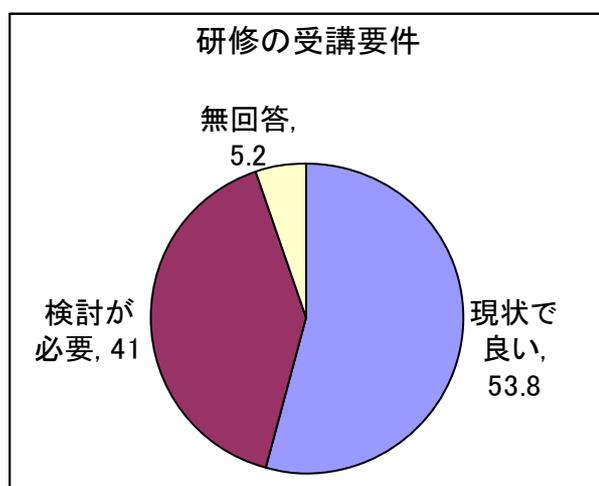
### ○その他の内容

指定している団体が運営するが、研修機関委員会にオブザーバーとして出席している。
受講者の募集通知と受講決定までは県が行っている。
指定研修実施団体が運営、研修状況を県が見学に行く。
受託している団体が運営しているが、開会時の挨拶（課長）初日と最終日講義（担当者）が行っている。
指定機関が運営し必要に応じて視察等を行っている。
県の担当課目もあり、受託団体と協議しながら運営に関っている。
受託団体が運営しているが、県担当者も参画している。（内容によっては助言者も兼務）
一部講義も担っている。

## 6. 研修の受講要件

項目	回答数	率
現状でよい	21	53.8%
検討が必要	16	41.0%
無回答	2	5.2%
合計	39	100.0%

主任介護支援専門員研修の受講要件については、53.8%の都道府県が現状でよいと回答している一方、41.0%の都道府県が何らかの検討が必要であると回答している。



### ○検討が必要な項目（複数回答）

項目	回答数
①介護支援専門員として実務に従事していること	0
②専門研修課程Ⅰ及びⅡの修了者又は実務経験者に対する更新研修修了者であること	1
③介護支援専門員に関する研修の講師を務めたことがあること	1
④次のいずれかに該当すること <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護支援専門員として従事した期間（専任（常勤専従）又は他の職と兼務する常勤の介護支援専門員）が通年して5年以上あること</li> <li>・「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成14年4月24日老発第0424003号厚生労働省老健局長通知）に基づくケアマネジメントリーダー養成研修修了者又は日本ケアマネジメント学会認定ケアマネジャーであって、介護支援専門員として従事した期間（専任（常勤専従）又は他の職と兼務する常勤の介護支援専門員）が通年して3年以上あること</li> <li>・「主任介護支援専門員に準ずる者」として現に地域包括支援センターに配置されていること</li> </ul>	9

⑤ 1 1 日間の研修をすべて受講できること	0
⑥ 実践事例を提出することができること	2
⑦ 市町村から推薦されていること	6

主任介護支援専門員研修の受講要件について検討が必要であるとされる項目については、「市町村から推薦されていること」を挙げたところが6件と最も多く、次いで、「介護支援専門員として従事した期間」や「現に地域包括支援センターに配置されていること」などをあげたところが4件であった。

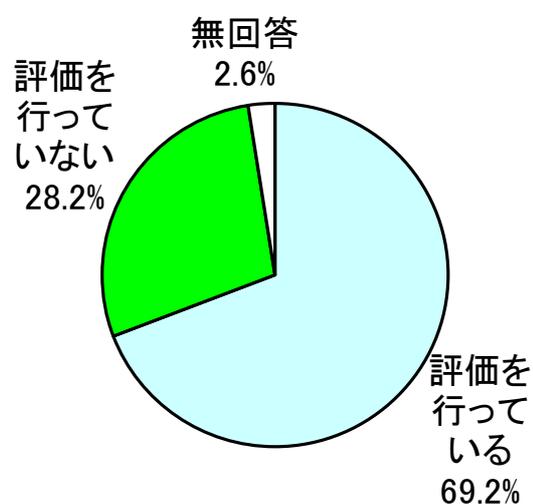
### ○その他の検討内容

直営の包括支援センターに配置する主任ケアマネとなる人が確保しにくい。保健師で、ケアマネ実務なしまたは短期間の人为主であるため。
地域包括支援センターに保健師等として配置され予防プランの作成に従事した者を受講要件に加えるかどうか検討の必要がある。
専任常勤を要件に入れなくても他の要件で資格を満たしていると判断できるため
スーパーバイザーとしての適正、コミュニケーションスキル能力など主任ケアマネの適正を評価できる要件。
準ずる者の定義を具体的に。「リーダー研修修了者」かつ「～知識及び能力を有している者」とあるが、従事機関等を示す方が解りやすい。
主任として地域のケアマネの助言、指導が出来る勤務環境にある。
実務研修から連続する一連の研修体系に位置づける「専門研修Ⅰ・Ⅱ」を受講要件にするならば、同様に「実務従事者基礎研修」も要件に入れるべきではないか。
様々な介護サービス事業者があるため、統一定な推進基準をどのように解釈し作成してよいか判断が難しい面がある。
県独自で選考基準をもうけている。実践事例を提出してもらい受講者を選んでいる。H23年度は申込48名中受講決定したものは28名であった。包括からの苦情あり対応に苦慮している。
行政職員（保健師等）では介護支援専門員としての実務経験が積めず、主任ケアマネになれない為、地域包括への配置が困難な場合が多い。
⑥ 実践事例の提出については、該当課目開始時に提出を求めており受講要件とはしていない⑦ 市町村からの推薦については、地域包括支援センターに「主任介護支援専門員に準ずる者として配置されている者が受講申込をする場合にのみ提出要件としている
④ 地域で主任 CM として活動するためには5年程度の地域での実践が必要不可欠であるため、3年では主任 CM として不十分と考える。⑦ 地域の中核として活動しうる者が推薦されることが必要。

## 7. 研修の評価

項目	回答数	率
評価を行っている	27	69.2%
評価を行っていない	11	28.2%
無回答	1	2.6%
合計	39	100.0%

主任介護支援専門員研修の評価については、69.2%の都道府県は行っているが、28.2%の都道府県は行っていないとのことであった。



### ○実施している評価の内容

内容	回答数
受講者を対象としたアンケートを実施して評価を行う	18
講師等との協議	3
受託事業者の実績報告を評価	3
研修の評価会議等を開催	2
受講者に対して研修後レポートの提出を求める	1

### ○評価していない理由

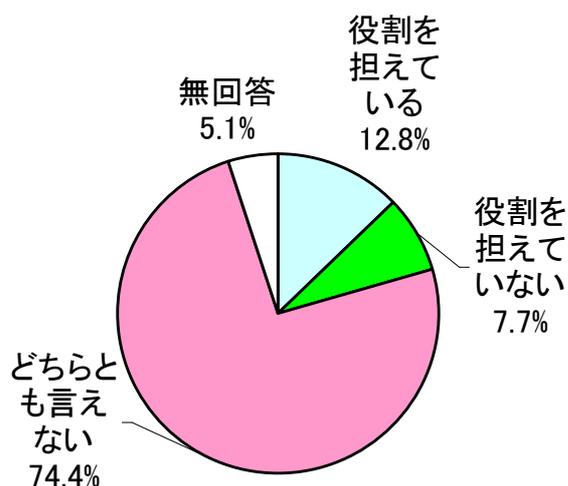
内容	回答数
受託団体において課目毎のアンケート等を実施しているが評価というレベルでない	1
評価の基準設定が難しい	1
主任ケアマネ研修の評価についての指針がないため	1
県で内容評価できる専門知識がないため	1

## 8. 研修修了後、現場における主任介護支援専門員の役割の実態

### (1) 地域包括支援センターにおける役割の実態

項目	回答数	率
役割を担えている	5	12.8%
役割を担えていない	3	7.7%
どちらとも言えない	29	74.4%
無回答	2	5.1%
合計	39	100.0%

主任介護支援専門員研修修了後、地域包括支援センターにおける主任介護支援専門員の役割を果たしていると答えた都道府県は12.8%であり、主任介護支援専門員の役割を担えていないと答えた都道府県は7.7%、74.4%の都道府県がどちらとも言えないとのことであった。



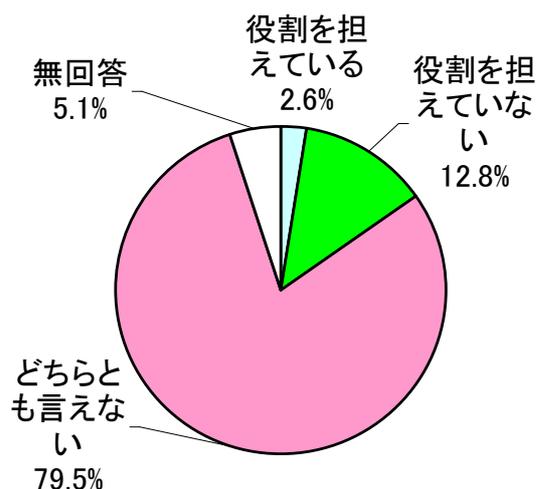
#### ○どちらとも言えないと答えた理由

内容	回答数
実態を把握していないから	19
各地域包括支援センターでばらつきがある	1
地域差がある	1
個人差が大きい	1

(2) 居宅介護支援事業所等における役割の実態

項目	回答数	率
役割を担えている	1	2.6%
役割を担えていない	5	12.8%
どちらとも言えない	31	79.5%
無回答	2	5.1%
合計	39	100.0%

主任介護支援専門員研修の修了後、居宅介護支援事業所における主任介護支援専門員の役割を果たしていると答えた都道府県は1件のみであり、主任介護支援専門員の役割が担えていないと答えた都道府県は12.8%、79.5%の都道府県がどちらとも言えないとのことであった。



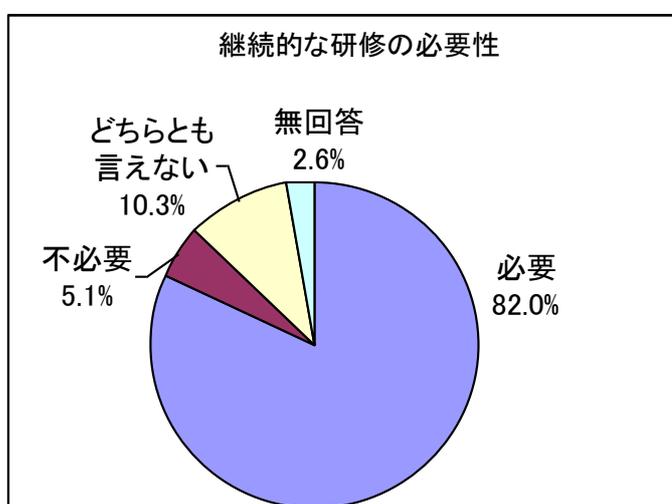
○どちらとも言えないと答えた理由

内容	回答数
実態を把握していないから	21
役割が必ずしも明確であるとはいえないため	1
事業所によって差がある	1
地域において専門性が発揮できていないと思う	1
役割が担えているかどうかの判断基準が不明なため判断ができない	1
個人差が大きい	1

## 9. 研修修了後の継続的な研修の必要性

項目	回答数	率
必要	32	82.0%
不必要	2	5.1%
どちらとも言えない	4	10.3%
無回答	1	2.6%
合計	39	100.0%

主任介護支援専門員研修修了後、82.0%の都道府県が継続的な研修が必要と答えている。



### ○継続的な研修が必要であると答えた理由

内容
継続的な資質向上は必要であると考え
主任介護支援専門員の質を確保するため
現在は更新制度やスキルアップ研修等がないため、資質向上が図れない。
主任ケアマネが悩みを相談したり、情報交換できる場が必要。受講生からも継続的に学びたいとの要望あり
一度のみの研修で十分な知識等を得るのは難しい
社会情勢や介護を取り巻く環境、課題は常に変化しており、それに対応できる人材を育成する必要がある
申込時のレポート（地域の課題、取り組みたいこと）について、内容評価や受講意識の確認が不十分。入口のチェックと修了後取り組んだことを報告してもらうなどフォローも必要）と考える。

介護支援専門員のスーパーバイスや困難事例への対応のためには、継続的な研修によるスキルアップの機会確保が必要と考えるため。
単発的に一時的な研修は、その場では理解できても現場においては実践または継続につながりにくい。学習と実践また評価を継続していけるような研修体系が望まれる。
介護支援専門員研修（専Ⅱ）繰り返し受講による資質向上ができていない。（特に包括のケアマネ）
スキルアップのため。
主任介護支援専門員としてレベルアップする機会が不足している。
主任介護支援専門員研修修了後実務に従事していない者があるため。
主任介護支援専門員研修受講だけでは、期待される役割を果たすために十分な知識・技術を身につけることはできないため。
地域包括ケアの構築においては、主任介護支援専門員の役割は増々重要となっている。
主任介護支援専門員の役割が重要視される中で、更なるスキルアップは必要と考える。
更なるスキル向上のため。
自己研鑽の場が必要だと言えるため。介護支援専門員の質を高める必要があるため。
資質向上のためには、継続的な研修が不可欠である。
個人によって力量の差が出ており、意識が希薄化している者も見受けられることから、定期的な研修が必要である。
関係機関から要望がある。
主任介護支援専門員に対するアンケート調査において、主任介護支援専門員としての知識・技術不足に悩んでいるとの回答があったため。

#### ○継続的な研修が不必要であると答えた理由

内容
予算をつけて研修を行っても効果が期待できないから。

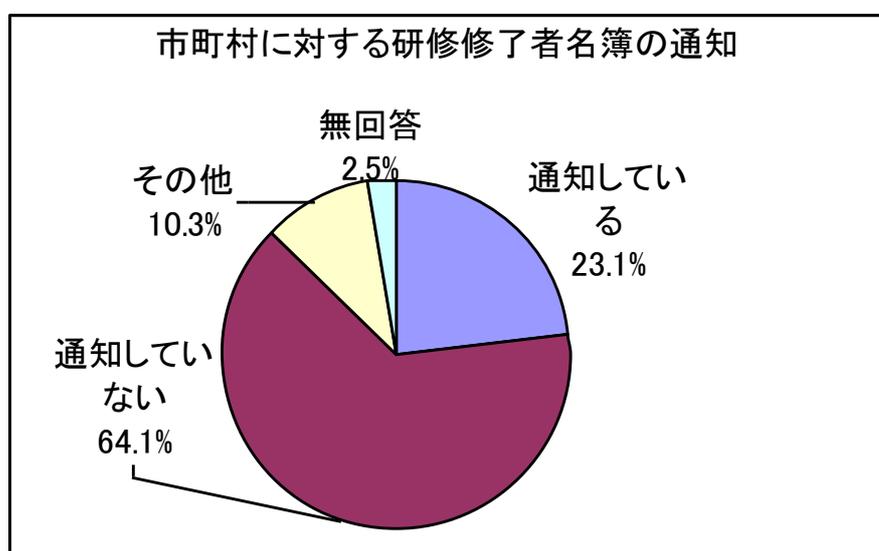
#### ○継続的な研修が必要かどうかどちらとも言えない理由

内容
研修が全てでは無いが主任介護支援専門員の質の向上を考えると継続的なサポートは必要と思われる
主任研修修了後継続的に研修を受講すべきかどうかは個々のケアマネジャーが判断すべきものと考えます

## 10. 市町村に対する研修修了者名簿等の通知

項目	回答数	率
通知している	9	23.1%
通知していない	25	64.1%
その他	4	10.3%
無回答	1	2.5%
合計	39	100.0%

主任介護支援専門員研修終了後、市町村に対して研修修了者の名簿を通知している都道府県は23.1%と少なく、64.1%の都道府県は通知していない。



### ○その他の内容

内容
研修申込は市町村を通じて受付、受講生が市町村に情報提供に対して同意すれば、市町村の求めがあれば提供する
市町村より依頼があれば提供できるよう、名簿作成をしている
要求があれば配布

### 第3章 調査結果を踏まえた提言の検証

当会では、平成23年10月、主任介護支援専門員の制度を所管する厚生労働省に対し「今後の主任介護支援専門員のあり方についての提言」を以下のとおり行ったところである。

今回、主任介護支援専門員研修を所管する都道府県を対象に実施した企画運営に係る調査結果を踏まえて、現状の課題をより明確にするため提言の内容を検証するものとする。

#### 提言

- I 主任介護支援専門員の資格取得のあり方を見直してほしい。
- II 主任介護支援専門員の資格取得後に力量形成を図る機会を拡充してほしい。
- III 主任介護支援専門員の役割をもっと具体的に明示してほしい。

#### 1. 主任介護支援専門員の資格取得のあり方の見直しについて

##### (1) 研修受講者の受講要件の見直しの必要性について

提言では、研修受講要件の整備・統一を図り明確にするため、次の2点について提言を行ったところである。

- ① 5年間の実務経験だけでなく、活動歴や地域での研修参加状況・役割など、実績と担当件数や事例レポートによる活動実態の把握が必要である。
- ② 都道府県は、主任介護支援専門員修了者を登録し、市町村単位で把握できるようにする。

#### ○検証

今回の調査では、主任介護支援専門員研修の受講要件については、約4割の都道府県が何らかの検討が必要であると回答している。

中でも、「主任介護支援専門員に準ずる者」は、「5年間の実務経験」と「地域包括支援センターに従事している」こと等について検討が必要であるとする意見が9件と多く、受講要件に関して都道府県の担当も検討の必要性を認識していることが分かった。地域包括支援センターに配置しているだけで、5年間の実務経験に充たなくとも受講できる現状から、5年の実務経験に充たない場合は、市町村推薦とし、フォローアップ研修などの義務化を行い、5年間の実務経験に代替えできるシステムが必要である。

また、受講要件のケアマネジメントリーダーは、10年以上前の研修であり、要件として検討が必要であると考えられる。

## (2) 研修内容と実施方法の全国標準化を国が示すことの必要性について

提言では、研修内容と実施方法について、国において全国的に標準化していただくよう、次の2点について提言を行ったところである。

- ① 特にスーパービジョンと事例検討会について、国が全国で統一した研修内容と講義・演習方法を示すべきである。
- ② 受講態度、遅刻・早退・中抜け厳禁を徹底する。(地域により徹底されていない)

### ○検証

今回の調査では、主任介護支援専門員研修の企画運営について、直営はわずか5%であり、その他は委託等により実施されていることが分かった。

研修の企画に関しては、都道府県との協議によらず委託団体等のみで実施するものが約36%であった。

研修のカリキュラムに関しては、スーパービジョンや事例研究など、都道府県の担当者からも次のような意見をいただいた。

- ・ 課目ごとにクリアすべき内容がより具体的に示されていた方がよい。
- ・ 「人事・労務管理」の見直しと「地域援助技術」の拡充及び「コーチング」の視点が必要だと思われる。
- ・ 虐待のおそれ或は虐待の可能性を見抜く能力の向上に関する研修を入れてほしい。また、医療における同意（入院同意や手術同意）や、施設入所に対しての身元引受の必要性等現場で判断する場合に困難性の高い事例に対する対応力向上に関する研修を入れてほしい。
- ・ スーパービジョンに関しては専門研修から学んでおく必要があるのではないか、今の研修内容では専門研修との差がないという意見もあり検討課題である。

意見内容から、専門研修と主任介護支援専門員研修の段階的な研修内容の検討の必要性が明らかになった。

運営に関しては、研修に立ち会っていると答えた都道府県は約2割（9/39）と少なく、都道府県と受託・指定団体が協力して実施する必要性が明らかになった。

また、研修受講者も、個人による研修に対する姿勢などの格差を改め、役割を担うために受講態度や修了後の活動の実践までを視野に入れた受講が必要である。受講時の事例提出においては、事業所の管理者などが適切な事例であるかについて確認のうえ提出するなど、「主任介護支援専門員の役割を担う」ために研修に参加するという意識づけが事業所の管理者と受講生の双方に必要である。

### (3) 研修修了者の研修内容の理解度や実践能力を評価する仕組みの構築について

提言では、研修修了者の研修内容の理解度や実践能力を評価する仕組みを構築していただくよう、次の2点について提言を行ったところである。

- ① 研修修了後に研修内容の理解度を評価する仕組みを構築する。
- ② 地域において、主任介護支援専門員に求められる実践能力を評価する基準と仕組みを構築する。特に、ファシリテーション能力、プレゼンテーション能力、スーパービジョン等の実践力を評価すべきである。

#### ○検証

今回の調査では、主任介護支援専門員研修の評価については、約7割の都道府県は行っているが、約3割は行っていないことが分かった。評価の方法は、受講生のアンケートによるものが多く検討の必要性が明らかになった。

都道府県において、研修の評価を行っていない理由として、「評価の基準設定が難しい」、「主任ケアマネ研修の評価についての指針がない」ことがあげられた。

したがって、主任介護支援専門員の制度を所管する国として、研修修了後に研修内容の理解度を評価する仕組みを構築していただくことが必要であると考ええる。

また、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所等において、主任介護支援専門員としての役割を担えているかという問いに対して、8割近い都道府県では「どちらとも言えない」と答えている。

その理由として、「実態を把握していない・できない」ことがあげられており、研修を担う都道府県と実践の場である市町村とが連携した評価の仕組みを国において検討していただくことが必要であると考ええる。

## 2. 主任介護支援専門員の資格取得後に力量形成を図る機会の拡充について

### (1) 資格取得後の力量形成を図る機会の拡充について

提言では、資格取得後の力量形成を図る機会を拡充していただくよう、次の提言を行ったところである。

- ① 研修の内容については、国が全国で統一した研修内容と講義・演習方法を示すべきである。

#### ○検証

今回の調査では、主任介護支援専門員研修の修了後、8割以上の都道府県が継続的な研修が必要と答えており、資格取得後の研修について都道府県の担当も検討の必要性を認識していることが分かった。

継続的な研修を必要とする理由については、都道府県の担当者から次のような意見をいただいた。

- ・現在は更新制度やスキルアップ研修等がないため、資質向上が図れない。
- ・一度のみの研修で十分な知識等を得るのは難しい。
- ・主任介護支援専門員としてレベルアップする機会が不足している。
- ・主任介護支援専門員の役割が重要視される中で、更なるスキルアップは必要と考える。
- ・介護支援専門員のスーパーバイスや困難事例への対応のためには、継続的な研修によるスキルアップの機会確保が必要と考える。

### (2) 活動実態の把握と更新制度への反映について

提言では、資格取得後の力量形成を図るために活動実態を把握し、更新制度等を設けるなど資格要件に反映していただくよう次の提言を行ったところである。

- ① 主任介護支援専門員資格の取得後、地域での貢献度、地域の居宅からの相談件数、包括からの依頼件数、研修の開催、研修・学会参加履歴、講師歴などを都道府県に定期的に提出するなど、主任介護支援専門員としての活動実態を把握し、資格の更新への反映を図る。(活動実績を有しない者については、更新を行わない。)

#### ○検証

今回の調査では、主任介護支援専門員研修の修了後、都道府県においてほとんど活動実態を把握していないことが分かった。

資格取得後の研修について都道府県担当者も検討の必要性を認識していることから、国において資格取得後の更新制度を含めた仕組みの構築等を検討していただくことが必要であると考えられる。

主任介護支援専門員研修修了者の情報に関しては、6割以上の都道府県が市町村に対する通知を行っていないため、市町村単位で把握できるようにするためには、制度としての位置づけるよう検討していただくことが必要である。

主任介護支援専門員とは、他の介護支援専門員に適切な指導・助言を行う、地域におけ

る包括的・継続的なケアシステムを実現するために養成されるものであり。研修修了が目的ではなく、研修修了後の活動実践を求められている。研修修了後の活動実態を把握することを都道府県担当者も視野に入れる必要がある。市町村は主任介護支援専門員の役割認識を都道府県や受講生と共有し、地域包括ケアの実現での役割を担えるよう検討していただくことが必要である。

### 3. 主任介護支援専門員の役割の具体化・明確化について

#### (1) 地域ネットワークの構築方法の具体例の明示について

提言では、主任介護支援専門員の役割の具体化・明確化を図るため、次の提言を行ったところである。

- ① 地域ネットワークの構築が進んでいない（どのようにして進めるか分からない等）ため、構築方法の具体例、成功例等を都道府県単位で示す。

#### ○検証

今回の調査では、地域ネットワークの構築については、都道府県の担当も検討の必要性を認識していることから、国においても、資格取得後の更新制度を含めた仕組みの構築等を検討していただくことが必要であると考えます。主任介護支援専門員研修では、研修修了が目的ではなく、地域での実践が目標である。地域における社会情勢や課題が常に変化している実態に即した、主任介護支援専門員の役割の検討が必要であり。包括支援センター・居宅介護支援事業所等の主任介護支援専門員の連携などの具体例などを市町村とともに検討していただくことが必要である。



(2) 居宅介護支援事業所等の主任介護支援専門員

1. 担えている 2. 担えていない 3. どちらとも言えない(理由: \_\_\_\_\_)

9) 主任介護支援専門員研修修了後、継続的な研修が必要ですか？また、その理由を記載ください。

1. 必要 2. 不必要 3. どちらとも言えない(理由: \_\_\_\_\_)

10) 主任介護支援専門員研修修了者の名簿などを市町村に通知していますか？

1. 通知している 2. 通知していない 3. その他(内容: \_\_\_\_\_)

ご協力、ありがとうございました。

日本ケアマネジメント学会 認定ケアマネジャーの会 連絡先: Tel.03-5919-2245 E-MAIL  
[jscm@h4.dion.ne.jp](mailto:jscm@h4.dion.ne.jp)

平成24年3月31日までに Fax. 03-5919-2246 へご返送ください。